

令和8年度障害者文化芸術活動支援事業委託業務仕様書

本仕様書は、石川県（以下「甲」という。）が発注する「障害者文化芸術活動支援事業委託業務」（以下「委託事業」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定める。

1 委託事業名

令和8年度障害者文化芸術活動支援事業

2 委託事業の目的

文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、多様な価値観や視点がある事に気づかされ、それらを認め合う事の大切さを教えてくれるものである。

障害者およびその家族、ならびに福祉事業所等芸術文化活動を行う者を福祉的、文化的に支援し自己実現、共生社会の実現に貢献する事を目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託事業の内容

（1）対象者

- ① 文化芸術に関心がある障害者
- ② ①を支援する者
- ③ その他、センターが福祉的な支援を必要とすると認める者

（2）センターの設置

石川県内にセンターを1ヶ所設置する。

（3）センターの業務内容

センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- ① 障害者の文化芸術活動に関する相談支援
- ② 関係者のネットワークづくり
- ③ 障害者の文化芸術活動に関心がある事業所を対象とした研修会の開催
- ④ 情報収集・発信・啓発
- ⑤ 障害者の文化芸術活動を発表する機会の創出（展示会・発表会・体験会等）
- ⑥ その他障害者の文化芸術活動促進のために必要なこと

5 センターの体制

（1）職員の配置

センターの職員（以下「職員」という。）は、原則として、乙が必要に応じて配置するものとする。

（2）センターの長

乙は、職員の中から1名をセンターの長として指名するものとする。センターの長は、センターにおける業務を統括するほか、センターの運営及び業務の全般を円滑かつ適正に行うため

に必要な関係機関等との連絡調整に当たるものとする。

6 委託事業の実施状況の報告

乙は、契約締結後、甲の求めに応じ、委託事業の実施状況を書面により、甲に報告するものとする。